

# 和歌山県立医科大学保健看護学部FD委員会規程

制 定 平成16年4月1日和医大規程第100号  
最終改正 平成29年12月14日和医大規程第44号

## (設置)

第1条 和歌山県立医科大学保健看護学部（以下「本学部」という。）における教育研究内容の改善に関する事項を審議するため、保健看護学部FD委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 保健看護学部長（以下「学部長」という。）
- (2) 本学部の教員 8名以内
- (3) 保健看護学部事務室長

2 前項第2号に掲げる委員は、本学部の教授会（以下「教授会」という。）の審議を経て学部長が任命する。

## (審議事項)

第3条 委員会は、本学部の次に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育機能の充実に関すること。
- (2) 教員の教育能力向上に関すること。
- (3) その他教育研究内容の改善に関すること。

## (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は学部長をもって充て、副委員長は学部長が推薦し、教授会の審議を経てこれを定める。
- 3 委員長は委員会を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代行する。

## (任期)

第5条 第2条の規定により選出される委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことはできない。
- 3 委員会の議決は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者から意見を聴くことができる。

## (結果の報告)

第7条 委員会の審議結果は、教授会に随時報告するものとする。

## (庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健看護学部事務室において行う。

## (補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会に諮り委員長が定める。

## 附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。